郡山市告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、次の施術者から施術所名及び施術所所在地変更の旨届出があった。

令和８年11月10日

郡山市長　　椎　根　健　雄

施術者名			谷津　誠一
施術者住所			〒963-8844 郡山市賀庄130-５
変更事項	旧	施術所名	泰山堂鍼灸整骨院
		施術所所在地	〒963-8851 郡山市開成二丁目8-7　樋口コーポ103
	新	施術所名	泰山堂接骨院・鍼灸院
		施術所所在地	〒963-8851 郡山市開成二丁目8-7　樋口コーポ103
変更年月日			令和８年10月21日

施術者名			谷津　誠一
施術者住所			〒963-8844 郡山市賀庄130-５
変更事項	旧	施術所名	泰山堂接骨院・鍼灸院
		施術所所在地	〒963-8851 郡山市開成二丁目8-7　樋口コーポ103
	新	施術所名	泰山堂接骨院・鍼灸院
		施術所所在地	〒963-8851 郡山市開成五丁目４-１
変更年月日			令和８年11月１日